

高齢者生活安心 ガイドブック

介護保険制度
とは？

1ページ

介護サービス
利用の流れ

2ページ

介護サービスの
種類

3～5ページ

その他の
サービス

6～9ページ

介護サービス
利用者負担額

10ページ

負担軽減制度

11～12ページ

介護保険料
について

13～14ページ

困ったときの
相談窓口

15～18ページ

町内事業所・
施設一覧

19～21ページ

むかわ町公認キャラクター



むかろん

～資料編～（22～28ページ）

○認知症ケアバス

○もしもの備え

むかわ町

本庁（鶴川）：保健介護課 介護グループ

支所（穂別）：保健介護課 健康グループ

介護保険制度とは？

介護保険制度とは、介護を社会全体で支える制度です。

高齢化が進み、介護を必要とする人が増加することで、家族だけで介護を行うことが難しくなっています。介護保険制度は、家族の負担を軽減し、介護を社会全体で支えることを目的に創設されたものです。

介護保険に加入するのは40歳以上の方です。

介護保険の被保険者は、65歳以上の方（第1号被保険者）と40歳から64歳までの医療保険加入者（第2号被保険者）の2種類に分けられます。

65歳以上の方（第1号被保険者）



どんな怪我や病気か等の原因を問わず、介護や支援が必要になった際に介護申請ができ、その結果、要介護認定または要支援認定を受けると介護サービスを受けることができます。

医療保険に加入している

40～64歳の方（第2号被保険者）



加齢に伴う疾病（特定疾病）が原因で、介護や支援が必要になった際に介護申請ができ、その結果、要介護認定または要支援認定を受けると介護サービスを受けることができます。
特定疾病…下記の16種類が指定されています。

- ①がん※
- ②関節リウマチ
- ③筋萎縮性側索硬化症
- ④後縦靱帯骨化症
- ⑤骨折を伴う骨粗鬆症
- ⑥初老期における認知症
- ⑦進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
- ⑧脊髄小脳変性症
- ⑨脊柱管狭窄症
- ⑩早老症
- ⑪多系統萎縮症

- ⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- ⑬脳血管疾患
- ⑭閉塞性動脈硬化症
- ⑮慢性閉塞性肺疾患
- ⑯両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

※医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。

介護サービス利用の流れ

相談・申請



介護サービスを利用するには、要介護認定の申請が必要となります。相談・申請は、むかわ町地域包括支援センターが受け付けます。要介護認定の結果が出るまでには申請から30日程度かかります。

【対象者】

- 65才以上で介護サービスが必要な方
- 40～64才の方で脳血管疾患やパーキンソン病など16種類の特定疾病（1ページ参照）の方

認定調査・主治医意見書作成

認定調査員（町の担当者）が自宅へ訪問し、本人や家族と面談し心身の状況や日常生活についてを確認する『認定調査』と、主治医が介護を必要とする原因の病気などについて作成する『主治医意見書』に基づいて介護度を審査します。

介護認定審査会による審査・判定

認定調査の結果と主治医意見書をもとに、介護認定審査会にて、介護の必要性について審査され、要介護度が判定されます。

介護の
必要性が
低い

非該当 ・ 要支援 1～2 ・ 要介護 1～5

介護の
必要性が
高い

サービスの利用

介護サービスを利用するには介護サービス計画書（ケアプラン）の作成が必要となります。居宅介護支援事業所や地域包括支援センターに計画書の作成を依頼し、計画に基づき、様々なサービスを利用することができます。（認定された介護度に応じて利用できるサービスや利用回数が決まってきます。）



※施設サービスを利用する場合は施設の介護支援専門員が計画書を作成します。

介護サービスの種類

サービスの利用には基本的に要介護認定が必要になります。サービス計画（ケアプラン）に基づいて在宅や施設等でサービスが受けられます。

お問い合わせは担当ケアマネジャーまたは地域包括支援センターへ。

本庁：42-2415 支所：45-2065

在宅で受けられるサービス （居宅サービス）

自宅に訪問してもらうサービス

○訪問介護（ホームヘルプサービス）

ホームヘルパーが訪問し、身体介護（入浴や食事の介助等）や身体介護を伴う生活援助（利用者を見守りながら一緒に調理をする等）を行います。

○訪問看護

疾病等を抱えている方について、医師の指示で看護師等が訪問し療養状況の確認や指導、診療の補助を行います。

○訪問リハビリテーション

自宅での生活行為を向上させるため、医師の指示で理学療法士や作業療法士等が訪問しリハビリテーションを行います。

○居宅療養管理指導

医師や薬剤師、管理栄養士等が訪問し、療養上の管理や指導を行います。

○訪問入浴介護

介護職員等が訪問し、浴槽を提供して入浴介助を行います。

施設に通うサービス

※食費やオムツ代は実費です。

○通所介護（デイサービス）

通所介護施設で食事や入浴等日常生活上の介護、体操やレクリエーション等を日帰りでを行います。

○通所リハビリテーション（デイケア）

医療機関や老人保健施設等に通い、生活機能向上に必要なリハビリテーションを日帰りで受けることができます。

施設で受けられるサービス (施設サービス)

○短期入所生活介護（ショートステイ）

特別養護老人ホーム等に短期間入所して、食事や入浴等の日常生活上の介護や機能訓練を受けることができます。

生活介護が中心の施設

○介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常に介護が必要な方を対象とした施設で、食事や入浴等の日常生活の支援や療養上のお手伝い等を受けられる施設です。

※原則「要介護3以上」の方が対象となります。

リハビリが中心の施設

○介護老人保健施設（老健）

在宅復帰を目指している方を対象とした施設で、医療や介護、リハビリテーションなどを受けられる施設です。

※要介護1以上の方が対象となります。



医療が中心の施設

○介護医療院

長期療養のための医療と日常生活上のお手伝いを一体的に提供する医療施設です。

※要介護1以上の方が対象となります。

認知症の方へのサービス

○グループホーム（認知症対応型共同生活介護）

認知症の方が少人数で共同生活をしながら、食事、入浴、排泄等日常生活の支援や機能訓練を受けられる施設です。

※要支援2以上で認知症の診断を受けている方が対象となります。

町内の事業所・施設情報は
19～21ページ参照

生活環境の整備

福祉用具レンタル

日常生活の自立を助けるための福祉用具（下記の品目）を貸出します。

- ・手すり（工事を伴わないもの）
- 車いす
- 車いす付属品
- 特殊寝台
- 特殊寝台付属品
- 床ずれ防止用具
- 体位変換機
- 認知症老人徘徊感知機器
- 移動用リフト（つり具除く）
- ◎スロープ（工事を伴わないもの）
- ◎歩行器
- ◎歩行補助つえ
- ◆自動排せつ処理装置

●印の用具は、原則要介護2以上の方のみ利用できますが、要介護1及び要支援1・2の方でも、医師が必要性を認めた場合等は、例外的に利用が認められる場合があります。

◆印の用具は、原則要介護4以上の方のみ利用できます。

◎印の用具のうち、一部のものは購入することもできます。

福祉用具購入

申請が必要

特定福祉用具販売事業所から福祉用具を購入したとき、年間（毎年4月1日から1年間）10万円を購入費の上限とし、自己負担額に応じて購入費7～9割を保険給付します。

《販売対象品目》

- ・腰掛便座
- ・入浴補助用具
- ・簡易浴槽
- ・自動排せつ処理装置の交換可能部品
- ・移動用リフトのつり具
- ・排せつ予測支援機器



住宅改修

事前の申請が必要

住宅改修が必要な場合、要介護度に関わらず、20万円を上限とし、自己負担割合に応じて費用額7～9割を保険給付します。

申請は担当ケアマネジャー又は地域包括支援センターに相談ください。

《対象の工事》

- ①手すりの取り付け
- ②段差の解消
- ③滑り防止・移動の円滑化等のための床または通路の材料の変更
- ④引き戸などへの扉の取り替え
- ⑤洋式便器などへの取り替え
- ⑥①～⑤に伴って必要になる工事

その他のサービス（介護保険外サービス）

送迎サービス

名称	内容	対象者	費用	お問い合わせ先
むかわ町 外出支援サービス	町内の医療機関、理美容院、役場、買い物、金融機関等への送迎	おおむね65歳以上及び障がい者で、外出が困難であり、家族等が送迎できない方	無料	むかわ町役場 本庁 42-2415 支所 45-2065
宅老所 日和 福祉有償運送サービス	町内外の通院や買い物、役場等の送迎・付き添い	身体障害者手帳を有する方または要介護認定者	詳細はお問い合わせ先まで	宅老所日和 42-3969
一般社団法人 JIMOTO-L 福祉有償運送サービス	町内外の通院や買い物、役場等の送迎・付き添い	身体障害者手帳を有する方または要介護認定者	詳細はお問い合わせ先まで	一般社団法人 JIMOTO-L 070-9266-0082
訪問介護事業所 Lifetime 保険外送迎サービス	町内外の通院や買い物、役場等の送迎・付き添い	詳細はお問い合わせ先まで	詳細はお問い合わせ先まで	訪問介護事業所 Lifetime 01456-7-8199
社会福祉法人 愛誠会 福祉有償運送サービス	町内外の通院送迎	身体障害者手帳を有する方または要介護認定者	詳細はお問い合わせ先まで	社会福祉法人 愛誠会 45-2455

配食サービス

名称	内容	対象者	費用	問い合わせ先
むかわ町 配食サービス	夕食の配達・安否確認	原則、要支援要介護認定を受けている調理が困難な65歳以上高齢者・障がい者等	1食 500円	むかわ町役場 本庁 42-2415 支所 45-2065
コープ 夕食宅配サービス	月曜から土曜まで日替わりの夕食を週1回からお届け	どなたでも可	詳細はお問い合わせ先まで	コープさっぽろ夕食宅配サービスコールセンター 0120-279-949

配達・移動販売

名称	内容	対象者	費用	問い合わせ先
Aコープ 移動販売	移動販売車にて、食品や日用品の販売	どなたでも可 (既定の販売ルートあり)	無料	Aコープ厚真 0145-27-3102
コープ おまかせ便 カケルくん	移動販売車にて、食品や日用品の販売	どなたでも可	詳細は お問い合わせ先まで	コープさっぽろ店舗本部移動販売事業部 050-1752-1931
コープ らくちん当日便	購入商品の自宅への配達(常温配達の為、生ものなどは取り扱い不可)	コープさっぽろパセオむかわ店で商品を購入した方 (鹉川地区のみ)	専用コンテナ1つにつき200円	コープさっぽろパセオむかわ店 店舗サービスカウンターへ
コープ 宅配システム トドック	商品の配達(専用用紙に記入して注文し、1週間後に商品が届きます。)	利用登録者	宅配1回 220円	コープさっぽろ 0120-307-919

見守りサービス

名称	内容	対象者	費用	お問い合わせ先
むかわ町 緊急通報 システム	急病等の際、ボタンを押すだけで受信センターにつながり、状況に応じ救急要請	急病時、緊急時に対応が困難なひとり暮らしの方またはそれに準ずる世帯の方	1か月 300円	むかわ町役場 本庁 42-2415 支所 45-2065
むかわ町 認知症高齢者支援 ネットワーク事業	事前に登録している認知症高齢者の情報を関係機関と共有し、徘徊時の連絡体制を整え、早期対応、支援	自宅で生活している認知症高齢者	無料	むかわ町役場 本庁 42-2415 支所 45-2065
郵便局 見守りサービス	電話や訪問、駆けつけサービス等での見守り	詳細は お問い合わせ先まで	詳細は お問い合わせ先まで	お近くの郵便局へご相談ください。
ヤマト運輸 あんしん ハローライト プラン	自宅の電球を通信機能付きのLED電球と交換することで動きをチェックし、安否確認を実施	詳細は お問い合わせ先まで	詳細は お問い合わせ先まで	ヤマト運輸株式会社 ネコサボサービスセンター 0120-54-5425

除雪サービス

名称	内容	対象者	費用	問い合わせ先
むかわ町 除雪サービス	玄関先から公道までの間おおむね1 m範囲の除雪	おおむね65歳以上高齢者、障がい者で、家族等支援できない非課税世帯又は生活保護世帯の方	1回 100円	むかわ町役場 本庁 42-2415 支所 45-2065

介護用品

名称	内容	対象者	費用	問い合わせ先
むかわ町 社会福祉協議会 福祉機器貸出し事業	福祉機器の使用が必要な方への一定期間の貸出し	どなたでも可 ※台数に限りあり	無料	むかわ町社会福祉協議会 本所 42-2467 支所 45-3874
むかわ町 在宅生活用具支給事業	杖の購入費の5割(上限2,000円)を助成	おおむね65歳以上高齢者、障がい者、非課税世帯又は生活保護世帯の方で歩行が困難な方		むかわ町役場 本庁 42-2415 支所 45-2065
むかわ町 介護用品支給事業	町内指定店での介護用品購入が可能な給付券の交付	要介護1～5または重度障がい者の方で常時紙おむつが必要な非課税世帯の方		むかわ町役場 本庁 42-2415 支所 45-2065

【支給額の上限(月額)】

要介護1：2,000円
 要介護2：4,000円
 要介護3～5：6,250円
 重度障がい者：6,250円

つどいの場

名称	内容	対象者	費用	問い合わせ先
[鵠川地区] ・ピンしゃん会 [穂別地区] ・笑顔友の会 ・笑顔友のOB会	運動指導士による運動、リズム体操や口腔体操	65歳以上の方	無料	むかわ町役場 本庁 42-2415 支所 45-2065
いろは塾	いろは体操、点つなぎや計算等の脳トレ	65歳以上の方	無料	むかわ町役場 本庁 42-2415 支所 45-2065
いきいきふれあいサロン	軽い体操、レクリエーション等	デイサービスの利用がなく、外出の機会の少ない65歳以上の方	100円	むかわ町社会福祉協議会 本所 42-2467 支所 45-3874
なかよし広場	サロンサポーターが中心となり、体操やゲーム等で交流	町内にお住まいの方	100円	
みんなの茶店	JR鵠川駅舎内に自由に来店しお茶やコーヒーを飲みながら交流する場所として開催	どなたでも可	100円	
森力フェッホッピー	食事や飲み物の提供があり、交流を深める場所として開催	どなたでも可	上限500円程度	開催情報は情報端末にて確認

家族介護

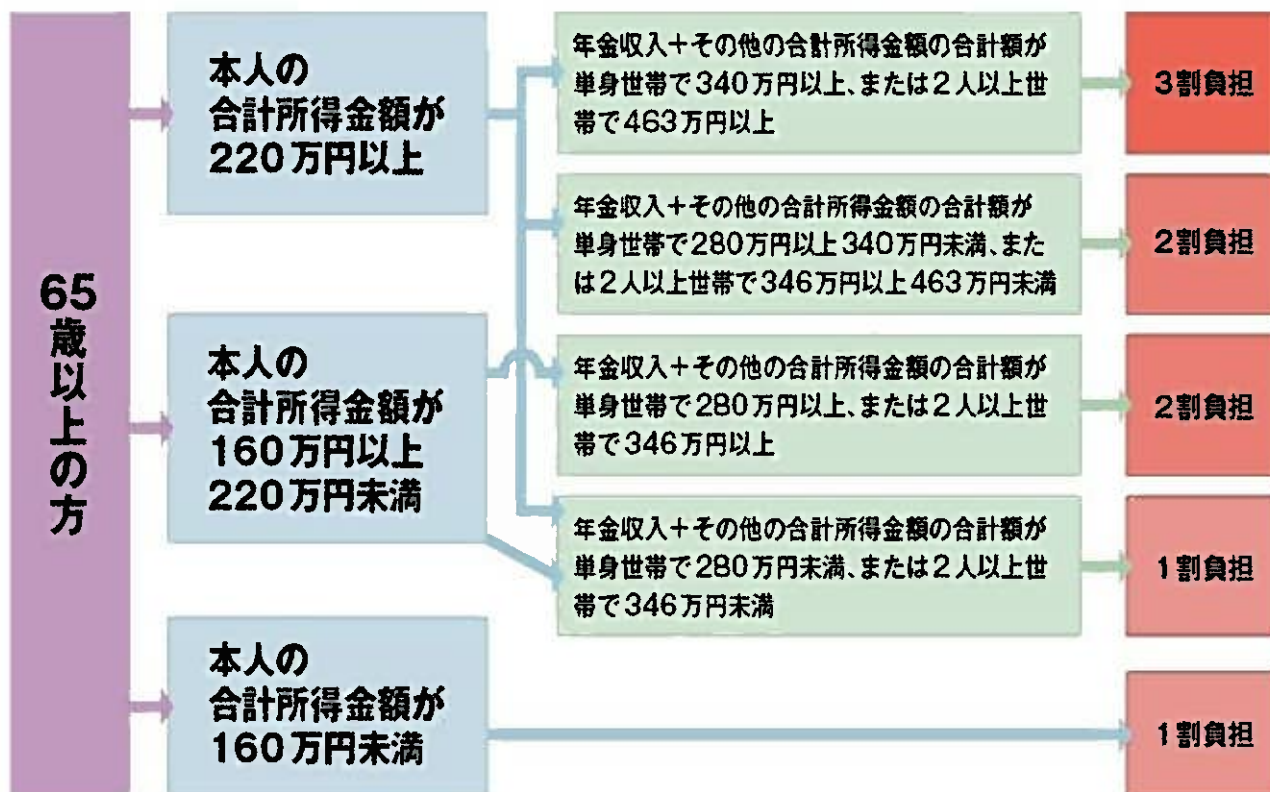
名称	内容	対象者	費用	問い合わせ先
在宅介護手当支給事業	要介護者1人につき、介護者1人に対して手当を支給	在宅で要介護3～5の方を無報酬で介護するむかわ町に住所を有する介護者		むかわ町役場 本庁 42-2415 支所 45-2065

介護サービス利用者負担額

利用したサービス費の1割（2割・3割）を利用者が負担し、残りの9割（8割・7割）を介護保険から給付します。

利用者の負担割合は、利用者本人と、同じ世帯にいる65歳以上の人の所得により決まります。町から交付される「介護保険負担割合証」に記載されています。

利用者負担の判定の流れ



※第2号被保険者(40歳以上65歳未満の方)、市区町村民税非課税の方、生活保護受給者は上記にかかわらず1割負担

利用できる額には上限があります

要介護状態区分に応じて上限額（支給限度額）が決められています。上限額の範囲内でサービスを利用するときは、利用者負担の割合1割（2割・3割）ですが、上限を超えてサービスを利用した場合は、超えた分は全額利用者の負担になります。

介護度	支給限度額 (1ヶ月あたり)	自己負担1割の場合の 負担額(参考)
要支援1	50,320円	5,032円
要支援2	105,310円	10,531円
要介護1	167,650円	16,765円
要介護2	197,050円	19,705円
要介護3	270,480円	27,048円
要介護4	309,380円	30,938円
要介護5	362,170円	36,217円

負担軽減制度

同じ月に利用したサービスの利用者負担の合計額（同じ世帯内に複数の利用者がいる場合は世帯合計額）が右表の上限額を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護サービス費等」として後から支給されます。

対象者		利用者負担上限額
住民税課税世帯	課税所得690万円以上の方 （年収約1,160万円以上）	140,100円（世帯）
	課税所得380万円以上690万円未満の方 （年収約770万円以上約1,160万円未満）	93,000円（世帯）
	課税所得380万円未満の方 （年収約770万円未満）	44,400円（世帯）
住民税非課税世帯	前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が年間80万円を超える方	24,600円（世帯）
	前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が年間80万円以下の方	24,600円（世帯） 15,000円（個人）
	老齢福祉年金を受給している方	
生活保護を受けている方		15,000円（個人）

※介護保険の窓口へ申請が必要です。

高額医療・高額介護合算制度

介護保険と医療保険の両方の利用者負担が高額になった場合は合算することができます。介護保険と医療保険のそれぞれの限度額を適用後、年間（8月～翌年7月）の利用者負担を合算して限度額を超えたときは、申請により超えた分が後から支給されます。

所得	70歳未満の方がいる世帯	所得区分	70～74歳の方がいる世帯	75歳以上の方がいる世帯
901万円超	212万円	課税所得 690万円以上	212万円	212万円
600万円超 901万円以下	141万円	課税所得 380万円以上	141万円	141万円
210万円超 600万円以下	67万円	課税所得 145万円以上	67万円	67万円
210万円以下	60万円	一般世帯	56万円	56万円
住民税非課税世帯	34万円	低所得者Ⅱ	31万円	31万円
		低所得者Ⅰ	19万円	19万円

※支給対象となる人は、医療保険の窓口へ申請が必要です。

食費・居住費の負担軽減について

低所得の方の施設利用が困難とならないように、所得に応じた負担限度額が設けられています。負担限度額を超えた分は、「特定入所者介護サービス費」として介護保険から給付されます。給付を受けるには、「介護保険負担限度額認定証」の交付を受け、認定証を施設に提示する必要があります。

《対象者要件》

- (1) 生活保護を受給している方
- (2) 以下の①～③のすべてに該当する方

- ① 世帯全員が市町村民税非課税
- ② 別世帯に配偶者がいる場合は、配偶者も市町村民税非課税
- ③ 次の基準にあてはまる方

事前申請が必要です。
申請の際は通帳が必要になります。

段階	資産基準（預貯金等）	
	単身	配偶者あり（夫婦の合計額）
第1段階	1,000万円以下	2,000万円以下
第2段階	650万円以下	1,650万円以下
第3段階①	550万円以下	1,550万円以下
第3段階②	500万円以下	1,500万円以下

※第2号被保険者の方は、第1段階の資産基準額が適用されます。



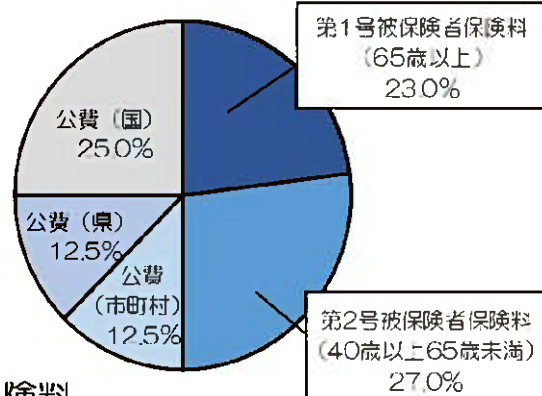
利用者負担段階	食費		居住費			
	施設サービス	短期入所サービス	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室
第1段階 老齢福祉年金受給者又は生活保護受給者	300円		0円	880円	550円	550円 (380円)
第2段階 住民税世帯非課税で課税年金収入＋合計所得金額が80万円以下の方	390円	600円	430円	880円	550円	550円 (480円)
第3段階① 住民税世帯非課税で課税年金収入＋合計所得金額が120万円以下の方	650円	1,000円	430円	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)
第3段階② 住民税世帯非課税で課税年金収入＋合計所得金額が120万円超の方	1,360円	1,300円	430円	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)
国の定める基準額用額（日額）	1,445円		437円 (915円)	2,066円	1,728円	1,728円 (1,231円)

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の金額は()内の金額となります。

介護保険料について

介護保険は、40歳以上のみなさんが納めている介護保険料が大切な財源になっています。介護が必要となったときに、誰もが安心してサービスを利用できるよう、介護保険料は忘れずに納めましょう。

介護保険制度の財源



介護保険料（令和6年度～令和8年度）

○65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料

65歳以上の方の介護保険料は、「基準額」を基に、市町村民税の課税状況（本人・世帯）や所得額などによって決定されます。

基準額
月額：5,000円

保険料負担段階

○第9期介護保険料（令和6（2024）年度～令和8（2026）年度）

保険料段階	対象者			基準額に対する割合	基準年間保険料額
第1段階	生活保護を受給している方又は世帯全員が町民税非課税で高齢年金受給している方			0.455	27,300円
第2段階	本人が町民税非課税	世帯全員が町民税非課税	本人の前年の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下の方	0.685	41,100円
第3段階			本人の前年の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以上120万円以下の方	0.69	41,400円
第4段階			第1段階から第2段階に該当しない方	0.90	54,000円
第5段階		同一世帯に町民税課税者がいる	本人の前年の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下の方	基準額	60,000円
第6段階			第4段階に該当しない方		
第7段階	本人が町民税課税	前年の合計所得金額が120万円未満の方		1.20	72,000円
第8段階		前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方		1.30	78,000円
第9段階		前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方		1.50	90,000円
第10段階		前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方		1.70	102,000円
第11段階		前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方		1.90	114,000円
第12段階		前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方		2.10	126,000円
第13段階		前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方		2.30	138,000円
第14段階		前年の合計所得金額が720万円以上の方		2.40	144,000円

介護保険料の納め方

納付方法は選択できません

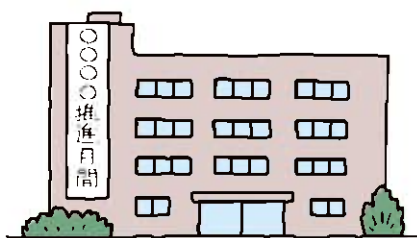
■第1号被保険者（65歳以上の方）

65歳になった月（65歳の誕生日の前日が属する月）の分から納めます。受給している年金額によって、納め方は2通りに分かります。

年金が年間18万円以上の方

特 別 徴 収

年金支給時に介護保険料が天引きされます



年金が年間18万円未満の方

普 通 徴 収

町が発行する納付書や口座振替により納めます

※普通徴収

- ・年度の途中で65歳になった方
- ・転入された方
- ・年度の途中で保険料の額が変更になった方
- ・その他特別徴収できない年金の方

■第2号被保険者（40歳から64歳までの方）

40歳から64歳の方の介護保険料は、加入している医療保険者の算定方式により決定され、医療保険の保険料に介護保険料を合わせて納めます。

介護保険料に未納があると…

■保険料滞納による給付制限について

特別な事情がなく保険料の未納や滞納があるとき、きちんと納めている方との公平を保つために、介護サービスを受ける際に給付の方法が変わったり、給付制限を受ける場合があります。

介護保険資格の適用除外

障害者総合支援法及び身体障害者福祉法による障害者支援施設への入所している方は、介護保険の被保険者となりませんので、役場担当窓口まで届出ください。



困ったときの相談窓口

○地域包括支援センター（むかわ町役場内）

地域包括支援センターは、地域で暮らす高齢のみなさんを介護、福祉、健康、医療などさまざまな面から総合的に支えるための機関です。住み慣れた地域でいつまでも安心して生活できるよう、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどの専門職が相談を受け、支援します。

	鶴川地区	穂別地区
所在地	むかわ町美幸2丁目88番地	むかわ町穂別81番地（穂別診療所併設）
連絡先	☎ 0145-42-2415	☎ 0145-45-2065
	FAX 0145-47-2400	FAX 0145-47-5400
所 属	本庁 保健介護課 介護グループ	支所 保健介護課 健康グループ

地域包括支援センターの主な業務

総合相談支援

高齢者の抱える生活全般の悩み・相談に対して適切なサービスの紹介や、解決のための支援をします。

包括的・継続的 ケアマネジメント支援

適切なサービスが提供されるように、地域のケアマネジャーへ助言や支援を行います。

権利擁護

高齢者の方への虐待の防止・早期発見や、悪質商法の被害防止を、関係機関と連携して行います。

介護予防ケアマネジメント

要支援認定された方のケアプラン作成、生活機能が低下している方へ総合事業の利用を支援します。

成年後見制度

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分ではない方の「預貯金の管理等（財産管理）」や「日常生活でのさまざまな契約等の支援（身上監護）」をする制度です。

地域包括支援センターでは成年後見制度の利用に関する相談受付や成年後見制度の申立ての支援等を行っております。気軽にご相談ください。

自宅で生活しており、高齢や障がいにより日常生活の判断に不安がある方の日常的に金銭管理等の支援をする日常生活自立支援事業もあります。

こちらの事業の詳細はむかわ町社会福祉協議会（42-2467）まで

○見守り支援センター

むかわ町では、地域全体で高齢者等の支援が必要な方を見守るために、ネットワークの拠点として「見守り支援センター」を開設しています。「情報連携」や「支え合い」をキーワードにした地域づくりをすすめ、町民の皆さんが住み慣れた地域で安心して生活し続けられるよう支援します。

※見守り支援センターはむかわ町地域包括支援センターに併設しています。

見守り支援センターの主な業務

① 高齢者等名簿管理と情報提供

○地域に住む高齢者等（高齢者のみの世帯・要支援者）の名簿作成と管理

○関係団体への情報提供（申請のあった団体のみ）

※提供する情報は、氏名・住所・年齢・性別・世帯情報・緊急連絡先・サービス利用など（本人の同意のあった事項のみの提供となります。）

※情報を提供できる団体は…社会福祉協議会
自治会・町内会
民生委員・児童委員
警察署
消防署

に限定されます。

② 高齢者見守り支援事業

○高齢者等見守りネットワーク事業（見守り協定による緊急連絡）

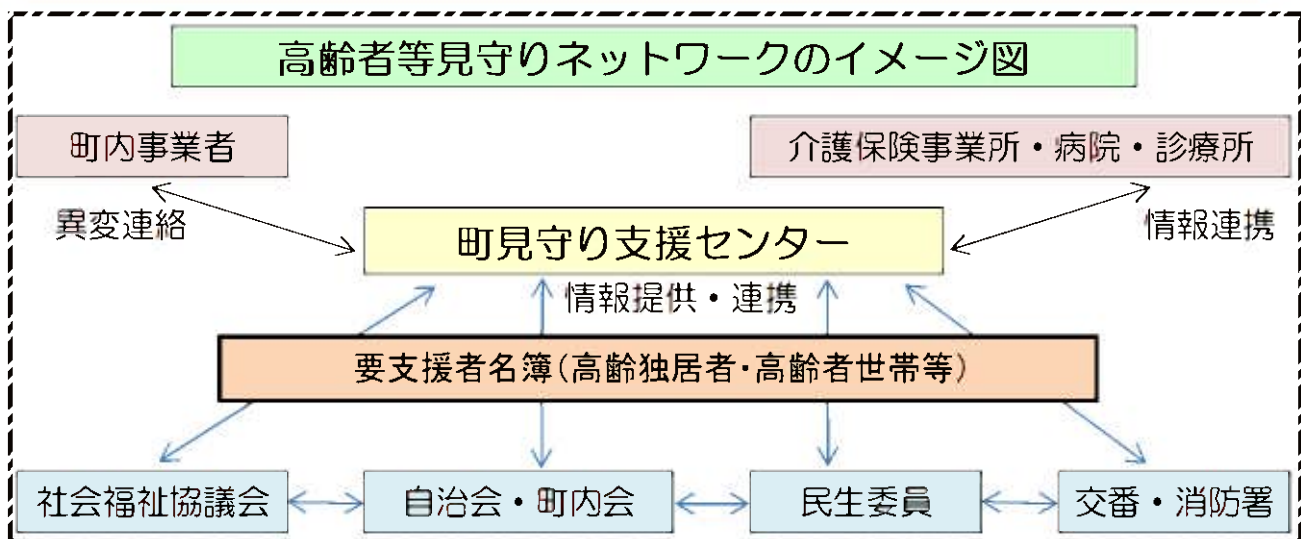
※イメージ図参照

○認知症、徘徊高齢者の見守り体制

③ 高齢者等実態把握

○要支援高齢者等の定期訪問

○状況未把握高齢者の健康確認訪問



○ボランティアセンター（むかわ町社会福祉協議会）

ボランティアセンターは、ボランティア活動の推進・支援などを目的とした機関です。ボランティアコーディネーター等専門の相談員が、ボランティア活動に関する相談に応じます。

	鵜川地区	穂別地区
所 属	むかわ町社会福祉協議会	
所在地	むかわ町美幸3丁目3番地1 (四季の館内)	むかわ町穂別2番地1 (穂別総合支所内)
電話番号	☎ 0145-42-2467	☎ 0145-45-3874
	FAX 0145-42-3505	FAX 0145-45-3427

生活支援体制整備事業

事 業	概 要
生活支援コーディネーター (地域支え合い推進員)の配置	生活支援等の困りごとを把握し、必要なサービスの提供を調整する専門員を配置
ボランティアの養成と活動支援	ボランティア養成講座を開催 ボランティアが安心して活動できるよう支援
自主活動の支援と調整	地域サロン等の活動支援とボランティア調整
関係者のネットワーク	福祉団体や関係者との情報共有や連携により、地域課題の把握と生活支援サービスを調整

生活支援ボランティアポイント

【利用者】

対 象 者	申 請	利用料
おおむね65歳以上又は障がい者で、生活に支援が必要な方	申請が必要です。 ボランティアセンターで状況を確認し、利用を決定します。	無料

【ボランティア登録】

対象者	申請・登録	ボランティア実施	ポイント付与	ポイント交換
むかわ町居住者で、ボランティアに関心のある方	登録申請書を提出 事業の説明研修を受講 ↓ 登録証・ポイント手帳交付	ボランティアセンターから依頼を受け活動	ボランティアセンターに活動記録とポイント手帳提出 ※15分で2ポイント	ボランティアセンターに申請 ※50ポイントで500円のむかわ町金券と交換

～ボランティアポイント活動内容～

個人宅訪問	ゴミ出し、ゴミの分別、高所作業（電球の取り替え、神棚掃除等） 除雪（氷割り）、草取り（短時間の草取り）、傾聴（話し相手） 等
個人宅以外での活動	公共浴場の入浴支援（公共浴場での背中での洗身介助） 爪切り・耳掃除（公共浴場休憩場所等での爪切り、耳掃除） 等
事業所への協力	介護事業所・医療機関（趣味活動の講師、事業協力、話し相手等） 社会福祉協議会（サロン協力や古切手整理等）への協力 等

○在宅医療・介護連携相談窓口（むかわ町鵜川厚生病院）

むかわ町鵜川厚生病院では、「在宅医療・介護連携相談窓口」を開設し、日々の医療や病気に関することのほか、介護サービスや食事、住まい、経済的なこと等生活の困りごとについて、相談員が対応しています。

お問い合わせ先

むかわ町鵜川厚生病院（むかわ町美幸1丁目86番地）

☎ 0145-42-2033 FAX 0145-42-5270

在宅医療・介護連携推進事業

むかわ町では医療・介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療機関と介護事業所等の関係者が連携をしています。

事業内容

- ①地域の医療機関、介護事業所等のリスト・マップの作成
- ②地域の医療介護関係者の会議を開催し、課題や対応策を検討
- ③在宅医療・介護サービスの提供体制の構築
- ④地域の医療・介護関係者の情報共有
- ⑤在宅医療・介護連携に関する相談支援
- ⑥医療・介護関係者の研修開催
- ⑦地域住民への普及啓発
- ⑧在宅医療・介護連携に関する関係市町村連携



町内事業所・施設一覧

※むかわ町の方でも利用できる
町外の実業所も一部掲載して
います。

◆居宅・介護予防サービス

サービスの種類	事業所名	住所・電話番号
居宅介護支援事業所 介護支援専門員（ケアマネジャー）が本人と家族の希望を聞きながら介護サービスの調整をします。	居宅介護支援事業所 Lifetimeむかわ事業所	花園2丁目45番地 神野AP21号 ☎050-1123-7357
	たんぽぽ ケアプランセンター	美幸3丁目3番地 ☎47-2233
	むかわ町社会福祉協議会 指定居宅介護支援事業所	美幸3丁目3番地1 ☎090-8137-0356
	むかわ町鶴川厚生 指定居宅介護支援事業所	美幸1丁目86番地 厚生病院内 ☎42-2033
	穂別居宅介護支援事業所	穂別81番地 穂別診療所併設 ☎45-2065
介護予防支援事業所 要支援の方のケアプランを作成します。	むかわ町指定介護予防支援事業所	美幸2丁目88番地 役場内 ☎42-2415
		穂別81番地 穂別診療所併設 ☎45-2065
訪問介護事業所 （ホームヘルプサービス）	宅老所 日和	田浦251番地6 ☎42-3969
	訪問介護事業所 Lifetime	日高町富川 ☎01456-7-8199
訪問看護	まちのケアリハ ステーション	美幸1丁目86番地1 ☎47-7881
	むかわ町鶴川厚生病院	美幸1丁目86番地 ☎42-2033
	国民健康保険穂別診療所	穂別81番地 ☎45-2121
訪問リハビリテーション	むかわ町鶴川厚生病院	美幸1丁目86番地 ☎42-2033
	苫小牧東病院	苫小牧市 ☎0144-55-8811

サービスの種類	事業所名	住所・電話番号
居宅療養管理指導	むかわ町鶴川厚生病院	美幸1丁目86番地 ☎42-2033
	ほべつ調剤薬局	穂別81番地39 ☎45-7711
短期入所 (ショートステイ)	鶴川慶寿苑	駒場105番地 ☎42-5211
	愛誠園	穂別80番地10 ☎45-2455
	国民健康保険穂別診療所	穂別81番地 ☎45-2121
通所介護 (デイサービス)	宅老所 日和	田浦251番地6 ☎42-3969
	デイサービスたんぽぽ	美幸3丁目3番地 ☎42-5881
	デイサービス 楽らくはうす	花園2丁目72番地 ☎42-2552
	デイサービスセンター こすもす	穂別81番地38 ☎45-2088
	デイサービス陽だまり	日高町富川 ☎01456-3-1555
通所リハビリテーション (デイケア)	むかわデイケアセンター	美幸1丁目86番地 厚生病院内 ☎42-2033
福祉用具貸与・購入 ※住宅改修の事業所については担当の介護支援専門員 (ケアマネジャー)へご相談ください。	(有)きたはし工房	末広2丁目148 ☎42-2151
	福祉用具レンタル・販売 事業所Lifetime	花園2丁目45番地 神野AP21号 ☎050-1123-7357
	ダスキンヘルスレント 苫小牧ステーション	苫小牧市 ☎0144-55-8428
	マルベリー さわやかセンター	苫小牧市 ☎0144-75-3084

◆施設サービス

サービスの種類	事業所名	住所・電話番号
介護老人福祉施設 (特別養護 老人ホーム)	鵜川慶寿苑	駒場105 ☎42-5211
	愛誠園	穂別80番地10 ☎45-2455

◆地域密着型サービス（施設）

サービスの種類	事業所名	住所・電話番号
認知症対応型 共同生活介護 (グループホーム)	高齢者グループホーム ふきのとう	田浦250番地 ☎47-7020
	高齢者グループホーム みのり	穂別106番地-28 ☎45-7000

◆その他の福祉施設

事業所名	住所・電話番号
高齢者共同生活住宅 こごみ荘	田浦249番地 ☎42-5811
ケアハウス こすもす	穂別81番地38 ☎45-2088

◆医療機関

名称	住所・電話番号
むかわ町鵜川厚生病院	美幸1丁目86 ☎42-2033
むかわ町国民健康保険穂別診療所	穂別81番地 ☎45-2121

次ページから資料編

○認知症ケアパス

22～25ページ

○もしもの備え

26～28ページ

認知症 ケアパス

認知症ケアパスとは、認知症の進行や状態に合わせて受けられる介護・福祉サービス等を示したものです。認知症を引き起こす疾患や身体状況等により経過は異なり、必ずしも以下の通りの経過をたどるわけではありません。今後を見通す参考としてください。

	元気	認知症の疑い	認知症を有するが日常生活は自立	誰かの見守りがあれば日常生活は自立	日常生活に手助け・介護が必要	常に介護が必要
本人の様子	認知機能の低下は見られない	物忘れはあるが、金銭管理や買い物、書類作成等を含め、日常生活は自立している	買い物や事務、金銭管理等にミスが見られるが、日常生活はほぼ自立している	服薬管理ができない、電話の応対や訪問者の対応等が1人では困難である	着替えや食事、トイレ等がうまくできない	ほぼ寝たきりで意思疎通が困難である
やって おきたいこと (ご家族等へ のお願い)	★認知症を予防するため、食事や運動等規則正しい生活をこころがけましょう ★認知症に関する正しい知識や理解を深めておきましょう ★今後の生活設計(介護・金銭管理等)について考えてみましょう		★医療や介護について勉強しましょう 認知症を引き起こす病気により今後の経過や介護の方法が異なります。対応によっては、本人の症状を悪化させることもあります。周囲の理解と対応で、おだやかな経過をたどることもできます。			
			★失敗しないように手助けしましょう 今までできたことが少しずつできなくなり、失敗が増えてきます。失敗によって、本人が自信をなくしたり、症状が悪化することもあるので、できるだけ失敗しないようにさりげなく手助けしましょう。もし失敗しても、あたたかく見守ることが大切です。			
			★周囲の力をかりましょう 戸惑うような出来事が増え、介護が難しくなってきます。介護者が休憩する時間も必要です。まわりの人や相談窓口を活用し、サービスの利用も検討しましょう。また、同じ立場の人の集まり(家族会など)で、話しを聞いたり自分の気持ちを話せる場を持つことも重要です。			

地域包括支援センター

高齢者のみなさんが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、介護・福祉・医療等の問題を総合的に支えようと設けられました。認知症地域支援推進員等、介護の専門職が対応します。「どこに受診したらいいかわからない」「認知症の方との接し方を学びたい」「介護者同士で交流したい」「もしかして虐待…?」「通帳をよくなくすので誰かに管理してもらいたい」等不安や心配事はご相談を!

認知症初期集中支援チーム

認知症と思われる方や認知症でお困りの方について、複数の専門職でチームを作り、支援の方法について検討し、訪問等で本人や家族と一緒に今後の対応について考えます。
(平成30年度～ 地域包括支援センター内に設置)

見守り支援センター

むかわ町では、地域全体で高齢者等の支援が必要な方を見守るために、ネットワーク拠点として「見守り支援センター」がH29年4月に開設しています。
(地域包括支援センターに併設)

認知症の方を支援するむかわ町の体制

	元気	認知症疑い	認知症
予防	介護予防講演会 高齢者大学 ・ ことぶき学級 いろは塾 ・ ビンしゃん会 ・ 笑顔友の会 いきいきふれあいサロン ・ なかよし広場 ・ みんなの茶店 ・ 森カフェホビー		
生活支援	配食サービス ・ 生活支援サービス 日常生活自立支援事業 傾聴ボランティア 成年後見制度 認知症高齢者支援ネットワーク事業 徘徊高齢者位置検索システム 緊急通報システム		
医療・介護	かかりつけ医 精神科（もの忘れ外来・認知症外来）・脳神経外科 認知症疾患医療センター 介護保険サービス（通所介護、訪問介護、短期入所 など）		
家族	むかわ町介護者と共に歩む会		
住まい	高齢者共同住宅 ・ ケアハウスなど 特別養護老人ホーム グループホーム		
まちづくり	民生委員 ・ 保健推進員 ・ 関係機関 研修会 広報 ・ ガイドブック ・ ホームページ 認知症サポーター養成講座 ・ 認知症キッズサポーター養成講座（小学生等） ・ チームオレンジ		

認知症サポーターになろう

認知症は、誰もがなる可能性のある、身近な病気です。認知症サポーターは、認知症のことを理解し、地域で本人や家族を見守る「応援者」です。自治会・町内会や町内の事業所、個人（5人以上）を対象に、出前講座を開催します。受講すると「認知症サポーターカード（修了証）」が渡されます。ご希望の方は地域包括支援センターへご相談ください。



チームオレンジとは？

チームオレンジとは、認知症の方が住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう本人や家族を早期から支援するチームです。むかわ町には鶴川地区・穂別地区それぞれに活動拠点があります。詳しくは地域包括支援センターへお問い合わせください。

初期症状をチェック！

あれ？認知症かも？
と思ったら・・・

もの忘れがあっても、「自分はまだ大丈夫！」

…そう思っていないですか？

認知症はいきなり発症するわけではなく、一歩手前のグレーゾーン

があります。その段階で対処すれば、認知機能の回復や維持が可能です。相談に早すぎるということはありません。「おや？」と思う出来事があった場合は、早めに医療機関や相談窓口にご相談することをおすすめします。

同居の方やご本人の状況を知る身近な人がつけましょう。

4つ以上あてはまる方には受診をおすすめします。

最近1ヶ月の状態について、日々の様子から判断して、

あてはまるものに○をつけてください。

(ただし、原因が痛みなど、身体にあるものは除きます)

☐	同じことを何回も話したり、尋ねたりする
☐	出来事の前後関係がわからなくなった
☐	服装など無頓着になった
☐	水道栓やドアを閉め忘れたり、後かたづけがきちんとできなくなった
☐	同時に二つの作業を行うと、一つを忘れる
☐	薬を管理してきちんと内服することができなくなった
☐	以前はてきぱきできた家事や作業に手間取るようになった
☐	計画をたてられなくなった
☐	複雑な話を理解できない
☐	興味が薄れ、意欲がなくなり、趣味活動などを止めてしまった
☐	前よりも怒りっぽくなったり、疑い深くなった

出典: 認知症初期症状11質問票 群馬大学 山口晴保医師

むかわ町地域包括支援センター（むかわ町役場）

電話 （鶴川）0145-42-2415

（穂別）0145-45-2065

★お薬手帳（なければ説明書や薬）・保険証を忘れずに！
★できるだけ本人の状況がわかる方が付き添いましょう
受診前に記入しておくくと便利！です。ぜひご活用ください。

気になる症状は、 いつごろから、 どのようなことで 気づきましたか？	【症 状】もの忘れ ・ 徘徊 ・ 不眠 ・ 妄想 ・ 興奮 その他（ ）	
	【いつから】	年
	月ころから	
今、困っていること	例）薬の飲み忘れ、火の始末	
これまでに かかった病気	病名／時期／病院名	
現在治療中の病気		
かかりつけ医		
のんでいる薬		
受診時に一緒に 来た方	氏名	関係
	連絡先	
相談したいこと	診断を受けたい ・ 薬の相談 ・ 介護認定の意見書 ・ 入院 その他（ ）	
自由記載欄		

もしもの備え

”もしものとき”は急にやってきます。

もしも介護や医療が必要になったときのために今から備えておくことが大切です。



～もしもシート～

もしもシートとは、あなたのことを支える人へ、あなたのことや思いを伝えるためのシートです。元気なうちからシートを作成しておき、今後のことについて考えたり、誰かと相談しておきましょう。

(27～28ページがもしもシートです)

～むかわ町見守り支援センター～

むかわ町では、地域包括支援センターに『見守り支援センター』を設置しており、高齢者等で支援が必要な方を日常的に見守りや支援する体制を強化しています。要支援者登録をすることで、もしものときの支援が受けられます。お問い合わせは地域包括支援センターへ。

本庁：42-2415 支所：45-2065

～災害に備えよう～

災害はいつ起きるかわかりません。特に高齢者の場合は避難行動に時間がかかるため、日頃の準備が大切です。「災害の備え」をして対策しましょう。



●特に用意しておきたいもの（例）

めがね・老眼



服薬中の薬・



杖
(折り畳みが便利)



自分にとって、ないと困るものは就寝時等、なるべく近くに置いておきましょう。

尿パット・おむつ



入れ歯・入れ歯ケース



ウェットティッシュ



水



家族等
緊急連絡先



その他に、自宅や外出先で突然倒れて病院に緊急搬送されたときのために、災害用と同様に入院時に必要なものも事前に用意しておきましょう。

もしもシート

令和 年 月 日記入

ふりがな

氏 名 様 男・女

住 所：

生年月日： T・S 年 月 日

電話番号：自宅（ ） 携帯（ ）

可能であれば
本人の写真を
貼り付け

サイズ
縦5cm×横4cm
程度

※写真の貼付け方については別紙を参照してください。

◆1 自分自身のことについて

親族

配偶者 ☐未婚 ☐既婚 ☐死別 ☐離別
子供： 人 交流：☐あり ☐なし
兄弟姉妹： 人 交流：☐あり ☐なし

ペット ☐いる ☐いない

名前： 年齢： 歳
種類： ☐オス ☐メス
去勢・避妊：☐済 ☐未 予防接種：☐済 ☐未
※種類や大きさも記入（※書ききれない場合は別紙へ）

病気

傷痕名：
かかりつけ病院：
主治医：
※書ききれない場合は別紙へ

救急医療キット ☐あり ☐なし
障害者手帳 ☐あり ☐なし
種別：☐身障 ☐精神 級
☐療育（ A ・ B ）

住まい

☐持ち家
名義人：
ローン：☐あり ☐なし
☐借家 ☐一般 ☐市営 ☐運営
名義人（契約者）：
家賃：月額 円 ☐納付書 ☐引落
大家： TEL：

支払い

電気 ☐引落 ☐納付書
水道 ☐引落 ☐納付書
ガス ☐引落 ☐納付書
電話 ☐固定：☐引落 ☐納付書
☐携帯：☐引落 ☐納付書
新聞 販売店：
宅配サービス 毎週 曜日
☐引落 ☐その他（ ）

収入等

年金：☐あり 月額 万円 ☐なし
就労収入：☐あり 月額 万円 ☐なし
その他収入：☐あり 万円 ☐なし
借金：☐あり 万円 ☐なし

主に利用している金融機関

金融機関：
支店名：
お金の引き出し方 ☐A.T.M ☐窓口
キャッシュカード ☐あり ☐なし
※書ききれない場合は別紙へ

自動車等

所有：☐あり ☐なし ローン：☐あり ☐なし
名義人：
車種： 年式： 年製
損害保険会社：

生命保険・火災保険等

☐あり ☐なし
保険会社：
保険の種類：
受取人氏名： 続柄：

◆2 もしもの時の対応について

緊急時の連絡先（入院・死亡等）

①氏名： 続柄： TEL：
 ②氏名： 続柄： TEL：
 ③氏名： 続柄： TEL：

入院・施設入所時に助けてくれる人

保証人・身元引受人 ☐ いる 氏名： 続柄： TEL： ☐ いない
 お金の管理 ☐ いる 氏名： 続柄： TEL： ☐ しない
 日用品等の買い出し ☐ いる 氏名： 続柄： TEL： ☐ いない
 家の管理 ☐ いる 氏名： 続柄： TEL： ☐ いない
 ペットのお世話 ☐ いる 氏名： 続柄： TEL： ☐ いない
 鍵の保管 ☐ 預ける人がある 氏名： ☐ 保管場所がある 場所：

◆3 自分が亡くなった後のことについて

信仰している宗教 ☐ あり ☐ なし
 宗教：
 付き合いのあるお寺等 ☐ あり ☐ なし
 お寺等の名称：
 お墓や納骨堂 ☐ あり ☐ なし
 所在地：
 納骨についての希望 ☐ あり ☐ なし
 希望先：

相続人 ☐ いる ☐ ない 人 ☐ いない
 氏名： 続柄：
 氏名： 続柄：
 氏名： 続柄：
 ※書ききれない場合は別紙へ

葬儀会社等
☐ 契約済 ☐ 未契約だが決めている ☐ 決めていない
 会社名： TEL：

献体登録 ※死後に自分の体を医学の解剖実習に提供することです。
☐ 登録済 ☐ 登録したい ☐ 登録しない
 登録先：

遺言書
☐ 作成済 ☐ 作成したい ☐ 作成しない
 遺産を寄付したい人・団体 ☐ あり ☐ なし
 寄付先：

◆4 もしも治療が難しい病気になったら

あなたは、治療が難しい病気にかかって重体や危篤になったら、どのように過ごしたいですか？

- ☐ 自然に任せて息を引き取りたい
☐ 少しでも回復の見込みがあるなら治療してほしい
☐ 延命よりもできるだけ苦痛を少なくしてほしい
☐ その他：

もし、生きることのできる時間が限られているとしたら、望むことはありますか？

また、あなたの人生で大切なものは何ですか？ ※ご自由に記入してください

※医療関係者の皆様へ

以上の情報は作成時のご本人の希望を記載したものであり、必ずしも記載内容に沿った治療等を要請するものではありません。

本人確認欄

確認名欄



〔発行〕 むかわ町役場保健介護課

本庁：介護グループ

むかわ町美幸2丁目88番地

☎ (0145) 42-2415

FAX (0145) 47-2400

Eメール： m-hoken@town.mukawa.lg.jp

支所：健康グループ

むかわ町穂別81番地

☎ (0145) 45-2065

FAX (0145) 47-5400

Eメール： hoken@town.mukawa.lg.jp

このガイドブックはむかわ町ホームページ
(<http://www.town.mukawa.lg.jp/1.htm>)
にも掲載しています。